

## 第4章 施策の展開

基本理念 「子どもと家庭と地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」

## 基本目標1 幼児期の教育・保育の充実

## 推進施策1-1 学校教育・保育の充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
1	幼稚園	幼・保・小関連教育の充実を図り、スムーズに進級ができるようになった。また、配慮を要する幼児に対しては入学前から情報交換を行った。	○	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。	保育・幼稚園課	
2	保育所	保育を必要とする子どもを受け入れ、日々の保育を実施した。 事業計画に基づき、私立の4保育所で、施設の整備を行い、必要な定員確保に努めている。	◎	保育を必要とする子どもを受け入れ、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、保育所の整備を推進するなど、必要な定員の確保に努めます。	保育・幼稚園課	
3	認定こども園	私立の3幼稚園と1保育所で認定こども園の施設整備を行った。また、私立の1幼稚園と2保育所が認定こども園に移行するとともに、公立の幼稚園と保育所を統合し認定こども園とした。	◎	就学前の子どもに対して教育・保育、子育て支援等を総合的に提供する「認定こども園」の設置の推進を支援し、必要な入所定員の確保に努めます。	保育・幼稚園課	
4	地域型保育事業	地域や企業のニーズに応じ、小規模保育1事業所と事業所内保育2事業所を認可した。	○	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育事業については、地域や企業のニーズに応じ、事業計画に基づき整備を図ります。	保育・幼稚園課	

## 推進施策1-2 地域子育てサービスの充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
5	地域子育て支援拠点事業の充実	西条地区に4カ所、東予地区に2カ所、丹原地区に1カ所、小松地区に1カ所の計8カ所に設置されており、子育て中の親を支援し、相談事業や交流の場を提供した。	○	○地域子育て支援センターの推進 地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の子育て不安等に関する相談指導や地域の保育資源の情報提供を行い、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めるとともに、子育てサークル等の育成・支援を行い、子育て中の親を支援します。	保育・幼稚園課	
6	新・放課後子ども総合プランの推進	・全ての放課後子ども教室に児童クラブ児童が参加できることとして教室運営をしている。 ・全放課後子ども教室に実行委員会組織を設置し、その構成員に児童クラブ指導員を位置づけ、一体的に連携して実施できるしくみ作りを行っている。	◎	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう全ての小学校区において放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に連携して実施します。	社会教育課、 子育て支援課	事業等の名称変更 「放課後子ども総合プラン」→ 「新・放課後子ども総合プラン」

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
7	放課後子ども教室推進事業	<p>・放課後子ども教室数 令和元年度末見込み・・・24教室</p> <p>・うち、一体型の教室数 // .....8教室</p> <p>・「統括コーディネーター」を設置し、学校、公民館、児童クラブと協議や調整をしながら放課後子ども教室の新規開設に取り組んでいる。</p>	◎	<p>小学校1～6年生までを対象に、学校の余裕教室や公民館を利用して、放課後や週末等に、PTAや地域のボランティアの方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動を行い、異年齢の児童や地域の住民との交流を通して、子どもたちがしっかり育つように地域ぐるみで取り組み、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。各放課後子ども教室に実行委員会組織を設置し、児童クラブとの連携や児童への対応の仕方、学校の余裕教室の活用等、より良い教室運営に努めます。現在24教室で実施していますが、放課後児童クラブとの連携を図りながら、令和6年度には25教室での開設を目指すとともに、そのうち10教室を一体型として整備し、継続した事業の実施に取り組めます。</p>	社会教育課、子育て支援課	
8	放課後児童健全育成事業	<p>市内全ての小学校区に放課後児童クラブを設置し、児童に安全・安心な居場所づくりの提供を行っている。順次、小学校の空き教室を児童クラブに改修し、環境整備の充実を進めている。</p> <p>研修等による支援員の資質の向上に努め、児童の健全育成を図る。</p>	○	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業のある日については放課後から18時まで、学校休業日については7時30分から18時までの間、小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊びと生活の場を提供します。また、児童の健全な育成を図るため、研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。</p>	社会教育課、子育て支援課	
9	ファミリー・サポート・センター事業	<p>保育サポート講習をはじめ年4回の講習等を実施し、現在400人以上の会員数となり、育児の援助を行う人と育児の援助を受けたい人がお互いに助け合いを行い、子育て世代を支援している。また、病児・病後児預かり事業などの拡大を進めている。</p>	○	<p>育児の援助を行う人（サポート会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、お互いに助け合う組織で、保育所や児童クラブまでの送迎や保育所や児童クラブ閉所後の一時的な預かり等を行っています。病児・病後児預かりなどの事業拡大を行うとともに、今後も事業のPRに努め、会員数の拡大を図ります。</p>	保育・幼稚園課	
10	児童館管理運営事業	<p>市内に4児童館を開設し、子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童の健全育成を支援している。</p> <p>4児童館年間延べ利用者数 約140,000人</p> <p>各種教室や、クラブ活動、年間を通した児童館事業の実施</p>	○	<p>子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童の健全育成を支援するとともに、子育てに関する保護者の情報交換の場、地域児童福祉の拠点施設として、現在、西条児童館、西条西部児童館、東予西児童館、丹原児童館の4児童館を開設しています。</p> <p>〔事業内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの生活内容をより豊かにし、創造活動や、仲間で楽しく遊ぶ喜びを知る場になるように、児童の個別的・集団的指導を行います。</li> <li>遊びを通じて運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得などにより体力増進を図るとともに情緒を豊かにし、心身ともに健やかな子どもに育てます。</li> <li>児童を対象とした各種クラブ活動、母親を対象としたサークル活動や育児相談等を通じて、地域の子育てセンター的な役割を發揮し、子育て家庭の支援を行います。</li> </ol> <p>児童館活動のさらなる充実と、児童の発達段階や状況に応じたきめ細かな児童館運営を実現していくため、児童厚生員のスキルアップを図るとともに、組織的な管理運営体制の充実を図ります。また、市内各地域間のバランスに配慮し、施設整備についても検討します。</p>	子育て支援課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
11	子育て・子育て等に関する啓発事業	保育サービスを含む子育て支援施策について、市ホームページや子育て情報サイト、市公式フェイスブック、子育てハンドブックなどを通じて啓発し、サービスの適切かつ円滑な利用の促進を図った。	○	インターネットによる保育サービスや保育所の入所状況、子育て支援施策の現状等について、情報提供を行います。また、子育てハンドブックを作成し、子育て支援策に関する情報提供を行っています。今後とも、子育て支援策について様々なメディアによる啓発に努めます。	子育て支援課、 保育・幼稚園課	
12	子育て支援託児事業	公共施設等で実施される子育て支援に関する事業について、保育サポーターを手配し、子育て支援を図った。	○	「地域子育て」の環境づくり及び充実を図るため、公共施設等で実施される子育て支援事業の際に、保育サポーターによる託児体制を支援します。	保育・幼稚園課	
13	読み聞かせ事業	各図書館において、毎月お話し会の開催を行った。	◎	地域の読み聞かせボランティア等の支援を受け、乳幼児から小学生低学年を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等の実演による「おはなし会」を定期的実施し、より良い読書習慣の習得を支援し、子どもたちが自ら課題解決のできる健全な育成を支援します。	図書館	
14	利用者支援事業	平成30年度から子育て支援課に利用者支援専門員「すくすくナビゲーター」を1名配置し、子育て情報サイト「ハピ♡すく」や毎月発行の「すくナビだより」にて子育てサービスの周知を図るとともに、地域の子育て支援事業に定期的に出向き、情報提供や相談・助言を行った。	○	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との調整を行うなど利用者支援を図ります。	子育て支援課	
15	産前産後ヘルパー派遣事業			産前産後の時期にあり、日中に家族等の援助が受けられない家庭を対象にヘルパーを派遣し、育児及び家事の援助を行うことにより、家庭での育児に対する不安感や孤立感の解消・軽減を図ります。	子育て支援課	新規登載

推進施策 1 - 3 保育サービスの充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
16	通常保育	公立保育所10カ所、公立認定こども園1カ所、私立保育所17カ所、私立認定こども園4カ所、私立地域型保育事業所3カ所において、良好な保育環境を促進し、保育サービスの充実を図った。	○	公私立保育所等において、良好な保育環境を促進するため、保育施設の整備を促進するとともに、待機児童が出ないよう適切な定員数を定めます。	保育・幼稚園課	
17	延長保育	現在、市内18保育所等で延長保育を実施しています。平成30年度は、利用数が減少したことから、今後の利用状況を把握することとした。	○	保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童を対象に、11時間の保育所開所後、1時間の延長保育を実施しています。	保育・幼稚園課	
18	一時預かり事業	平成30年度に私立認定こども園1カ所、平成31年度に公立保育所1カ所の計2カ所を新たに開設し、市内6カ所で、一時的に保育が必要となる児童などを保育した。	◎	保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童や、保護者の傷病や入院、育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、緊急又は一時的に保育が必要となる児童を、保育所で一時的に保育しています。利用が多いことから、今後の実施にあたっては、実施保育所を増やすとともに、専用の保育室、職員の確保に努めます。	保育・幼稚園課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
19	障害児保育	障がい児に対して、障がいの程度に応じて、加配保育士を配置し、特別支援の推進を図った。また、障がい児保育に対する専門的な知識を持つ講師を公立保育所を中心に派遣し、研修等を実施した。	○	保育の必要性がある障がい児で、保育所で行う保育になじむ者について、保育所に入所させ健常児とともに集団保育をすることにより、障がい児の福祉の増進を図ります。その際、障がい児に対して個別に配置した加配保育士が個別の指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。また、障害児保育に対する専門的な知識の研修等を実施し、保育士の質の向上を図ります。	保育・幼稚園課	
20	障害児交流保育	保育所や幼稚園等に在籍していない身体障害者手帳等の交付を受けた児童に対して、保育所等に通う児童との交流を通じて、障がい児の福祉の増進や発達支援を行っている。	○	保育所、幼稚園等に在籍していない小学校就学前の児童で、身体障害者手帳等の交付を受けた児童に対する療育の一環として、保育所の備えている施設機能を利用して障害児の福祉の増進及び発達支援を図るため、障害児交流保育を実施します。	保育・幼稚園課	
21	休日保育	私立保育所1園で休日における保育を実施しており、該当保育所以外の児童も受け入れた。	○	保護者の就労形態の多様化により、市内の保育園に入園している児童の休日における保育を実施します。実施保育所以外からの利用希望があることから、該当保育所との連携を強化します。	保育・幼稚園課	
22	病児・病後児保育事業 (乳幼児健康支援デイサービス事業)	保育所等に通所中の児童が病気又は病気の回復期であり、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難である児童を対象に、集団保育の困難な期間、一時的にその児童の病児保育を実施した。	◎	現に保育所等に通所中の児童が病気又は病気の回復期であり、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難である児童を対象に、集団保育の困難な期間、一時的にその児童の病児保育事業を行います。	保育・幼稚園課	
23	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	過去5年間での、利用実績はなし。 保護の必要な場合に備え、引続き関係機関と連携を行う。	○	保護者の疾病又はその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護を適切に行うことのできる施設(里親、児童養護施設等)において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課	
24	幼稚園における預かり保育	私立幼稚園において、すべての園で預かり保育を実施しており、多様化する就労形態や働く女性の増加に貢献している。	○	私立幼稚園において、働く女性の増加や就労形態の多様化等に対応するため、園児の保護者が就労、疾病、家族の介護等により園児の保育ができない場合に、正規の教育終了後や長期休みに教育、保育活動を行う事業である預かり保育を実施しており、今後も継続して実施します。公立幼稚園の預かり保育については、無償化による状況の変化や保護者のニーズを確認しながら、検討します。	保育・幼稚園課	
25	保育所における低年齢児保育	0歳から2歳の低年齢児を受け入れる地域型保育事業所の3事業所を認可した。また、保育所や認定こども園の整備を進め、低年齢児の定員増に努めている。	○	市内すべての保育所で、0歳児からの保育を実施しています。近年、低年齢児の入所者が増えていることから適切な保育ができるよう保育士を配置し、低年齢児保育の充実を図ります。	保育・幼稚園課	
26	広域入所の実施	特に、近隣市と連携しながら、勤務地などの理由による受け入れを円滑に行っている。また、里帰り出産についても、保護者の事情を考慮しながら、保育所と協議しながら、入所調整を行っている。	○	里帰り出産や勤務地などの理由により、他市の保育所へ、又は、他市から市内保育所への入所を実施しています。	保育・幼稚園課	
27	保育所地域活動事業	保育所が地域交流の拠点として、地域ぐるみで児童がしっかり育つ環境づくりを行うため、すべての公私立保育所等で実施した。	○	保育所が地域の人々と交流し、児童がしっかり育つように地域ぐるみで取り組む事業として、世代間交流等を今後も継続して実施します。	保育・幼稚園課	
28	私立保育所等施設整備補助	私立保育所等の整備計画を基に、計画的に保育所等の施設整備を進めてきた。また、公立保育所等についても、施設等の統廃合を実施している。	◎	国や助成団体の補助対象となる事業について、補助基準額の4分の3を限度として補助しています。今後は、公立私立保育所等の定員の適正化を踏まえ、計画的に実施していきます。	保育・幼稚園課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
29	私立保育所遊具等整備補助	これまで、遊具等の整備に要する費用の一部を補助していたが、平成28年度に防災用品の整備に要する費用の一部を補助することとし、市内保育所等に補助し、防災用品が順次整備されている。 (令和2年度末で補助金交付要綱が失効予定である。)	◎	/	保育・幼稚園課	第二期計画では非記載

推進施策 1 - 4 保育所における質の向上

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
30	保育実践の改善・向上	保育業務支援システムによる業務の効率化を図り、保育の向上を進めている。また、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関と積極的な連携や協力を図り、保育所の改善・向上を目指している。	○	保育所では、養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を生かしながら、常に保育の内容や方法を見直し、自己評価を基盤とした客観的な第三者評価を実施するなど、その改善・向上を図ることが必要です。そこで、保育所での業務の効率化のために情報技術の活用を図ります。また、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関と積極的な連携や協力を図り、保育所の改善・向上を目指します。	保育・幼稚園課	
31	子どもの健康及び安全の確保	障がいのある子をはじめ特別の支援を要する子どもの保育について、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関等と積極的な連携や協力を図り、適切な保育が受けられるように支援している。	○	保育所では、子どもが健康で安全に生活できる場となる必要があります。そこで、保育所では障がいのある子をはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、地域の関係機関等との連携を図り、適切な保育が受けられるよう必要な支援を実施します。また、要保護児童対策地域協議会やすこやか親子推進連絡会議など地域の関係機関等と積極的な連携や協力を図り、保育所が、健康で安全に生活できる場であるよう努めます。	保育・幼稚園課	
32	保育士等の資質・専門性の向上	県と連携を図り、保育所職員の研修内容の充実を図っている。また、保育所の研修には、積極的に外部の専門家を講師として招き、研修の充実を図っている。	○	保育所では、保育士等が資質や保育の専門性を高め、質の高い人材を確保する必要があります。そこで、国が体系化する予定の研修ガイドラインを参考にし、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用するなど、県と協力しながら、研修体制の充実を図ります。	保育・幼稚園課	
33	保育を支える基盤の強化	保育に携わってきた人や学校教育のOBなどに保育所で関わっていただき、保育環境の改善や充実を図っている。	○	保育所において、保育の改善・向上や子どもの健康・安全の確保、保育士の質の向上を図るなどの取組を支えるため、保育所の保育環境の改善・充実を図ります。例えば、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や地域において子育て支援にかかわる人材を活用して様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整を行います。	保育・幼稚園課	

推進施策1-5 子育て支援のネットワークづくり

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
34	子育てハンドブックによる情報提供	平成27年度には、子育てハンドブックを全面改訂し、リングファイル形式で、関係機関の情報も合わせて綴ることによって児童一人一人のケースファイルとして活用できる仕様とした。 平成31年度には、利用者アンケートの結果等を踏まえ、母子健康手帳とともに携行しやすいようサイズを縮小するとともに、QRコードを掲載し、子育て情報サイトとの連携を図った。	◎	子育てをされている方やこれから子育てをされる方が、子育てサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、各種施策を、妊娠～出産～子育て期のライフステージごとに整理して掲載する子育てハンドブックを作成、配布しています。掲載する情報は、保健・医療、福祉、教育などの各種施策の紹介、また各種相談窓口、保育所や児童館等の施設、子育てマップなどで、毎年度、最新の情報に更新しています。	子育て支援課	
35	保育サービスネットワーク連絡調整会議	現在、保育サービスネットワーク連絡調整会議は、開催していないが、必要時に関係機関と連絡を取りながら、保育サービスの充実を図っている。	○		保育・幼稚園課	第二期計画では非記載
36	わくわく子育て応援サイト ハピ♡すく			子育て世代にとって身近なスマートフォンなどから、子育て支援情報の発信とともに、予防接種スケジュールの自動作成や子どもの成長記録、子育てに関する悩みの相談や情報交換ができる電子掲示板などの機能を提供するサイト「ハピ♡すく」を運用し、子育てに対する不安感や孤立感の解消、軽減を図ります。	子育て支援課	新規記載

基本目標2 妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援

推進施策2-1 子どもや母親の健康の確保

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
37	母子保健推進体制 (すこやか親子推進連絡会議)	保健・医療・福祉・教育等関係分野との連携を行い母子保健体制の充実を図ることを目的に11月に開催	○	すべての親と子の健康や生活環境の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が相互に連携し、ネットワークの構築を行い、地域支援体制づくりに努めます。	健康医療推進課	
38	妊婦健診	妊婦健診受診者数(実)740名(R2.3月末見込み) 母子手帳交付時等に受診勧奨実施。	○	妊婦の健康管理に役立てるよう、母子手帳交付時に受診票14枚を発行し、県内委託医療機関等において個別健診を実施しています。今後も、母子手帳交付時・両親学級等において健診の受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課	
39	乳児健診	乳幼児健診受診者数640名(R2.3月末見込み) 未受診者にはハガキ、電話で勧奨を行っている。	○	予防接種券交付時に受診票2枚を発行し、県内委託医療機関で個別健診を実施しています。 今後も、予防接種券交付時や3か月児健診や各相談等を利用して受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。	健康医療推進課	
40	3か月児健診	年間実施回数36回 3か月児健診受診者数720人(R2.3月末見込み) 未受診者にはハガキ通知や電話連絡により受診勧奨を行っている。	○	生後3か月～4か月の乳児を対象に、集団健診で問診、身体測定、健康教育(離乳食等)、内科診察、保健指導及びブックスタート(図書館の職員による絵本の読み聞かせの指導)を実施するとともに、希望者には栄養相談を行っています。今後も、予防接種券交付時や赤ちゃん訪問時に3か月児健診について説明し、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児には電話連絡により、受診を働きかけ、受診率向上に努めます。	健康医療推進課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
41	1歳6か月児健診	年間実施回数24回 1歳6か月児健診受診者数760人 (R2.3月末見込み) 未受診者にはハガキ通知や電話連絡により受診勧奨を行っている。	○	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体計測、健康教育(歯科衛生士・保育士等)、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の2か月後にハガキを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。	健康医療推進課	
42	3歳児健診	年間実施回数20回 対象者を3歳2か月～4歳未満とし、実施。視覚スクリーニング検査も導入した。 受診者590人、視覚精検51人、聴覚精検32人 (R2.3月末見込み) 未受診者にはハガキ通知や電話連絡等により受診勧奨を行っている。	○	満3歳2か月～4歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、視覚スクリーニング検査、健康教育(歯科衛生士・保育士等)、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の2か月後にハガキを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。	健康医療推進課	
43	5歳児相談事業	年間実施回数56回。相談者110人 (R2.3月末見込み) 5歳児相談アンケートにて個別相談希望の児に対しては、順次個別相談を実施し、支援の必要な時に対しては関係機関に繋げている。また、幼稚園・保育園からの相談等があれば随時園訪問を実施し、関係機関との共通認識を図ると共に適切な支援に繋げていけるよう連携をとっている。	○	5歳0か月児を対象に、保護者及び保育園・幼稚園とともに心身の発達に関するアンケートを行い、必要に応じて個別相談を実施します。支援の必要な子どもについては、保護者の気づきを促し、就学までに一定の対応期間を確保し、関係機関と認識の共有をしたうえで円滑な就学に繋ぐ体制を整えます。	健康医療推進課	
44	乳幼児相談	年間実施回数48回。相談者600人 (R2.3月末見込み) 妊産婦や乳幼児を持つ保護者や家族が来所し、身体計測を行ったり、必要に応じて専門のスタッフによる個別相談を実施している。 「乳幼児相談会」から「ハピ♡すく相談室」に名称変更した。	○	妊産婦や乳幼児を持つ保護者や家族を対象に、妊娠・出産・育児についての知識や情報の提供及び相談援助を専門スタッフ(保健師・助産師・栄養士・保育士等)が個別に行っています。	健康医療推進課	
45	子育て総合相談窓口事業 (ぼかぼか広場)	年間実施回数144回。親子の遊びの場を提供することで、育児中の仲間が集まり情報交換をする場となっている。必要に応じて個別相談も実施している。	○		健康医療推進課	第二期計画では非記載
46	新米パパママ学級	年間実施回数16回。夫婦参加の回は沐浴実習・調乳・着替え等に内容を変更し実施しているが、参加希望者が定員を大幅に超えることもあった。妊婦さんのみのコースでは、西条市の社会資源の紹介をして、妊娠中から利用できる事業の見学や先輩ママとの座談会を行い、出産に向けての情報提供を行っている。参加者延270人(R2.3月末見込み)	○	初妊婦を対象に1コース2回×年4回、初妊婦と父親を対象に両親コースを1回×年8回実施している。出生後の手続きや子育て支援センターに関する情報の提供、先輩ママとの交流、栄養士による栄養講話と離乳食の試食、沐浴・調乳・着替えの指導等を行い、安心して出産を迎えられるように適切な情報提供や助言を行っています。	健康医療推進課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
47	育児支援事業	年間実施回数42回。他職種が児と保護者にかかわることで園や他機関との連携が図られており、情報共有しながら児の成長を支援できている。遊びを通して声掛けの方法など具体的にお伝えしながら母親の育児不安の軽減を図っている。参加者 中央・東予で 40組(延275人) (R2.3月末見込み)	○	1.6歳児健診後から3歳までの児とその保護者を対象に遊びを通して児との関わり方を助言・提案し、子どもの成長発達を促すことを目的として実施しています。他職種が関わることで、多方面から児を捉え、就園時にも園との情報共有により児の支援に役立てていきたいと思います。	健康医療推進課	
48	乳幼児発達相談事業	年間実施回数10回。相談実施人数延30名 (R2.3月末見込み)。 子どもの身体的・精神的発達に関する相談を希望する保護者の子どもを対象に医師による相談を実施。 年間実施回数67回。相談実施人数延134人 (R2.3月末見込み)。 子どもの成長、発達に関する相談を希望された保護者と子どもを対象に、臨床心理士、言語聴覚士による相談を実施。また保護者が希望した場合には、臨床心理士による発達検査、言語聴覚士によるS-S検査を実施している。	○	乳幼児健診等において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。	健康医療推進課	
49	こんにちは赤ちゃん事業	訪問数740件 (R2.3月末見込み) 乳児のいる家庭を保健師・看護師が訪問を実施した。	○	乳児がいる家庭を保健師・看護師等が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することにより、子育ての不安感を緩和し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	健康医療推進課	
50	家庭訪問指導事業	訪問数1216件 (R2.3月末見込み) 妊婦産婦・新生児等で家庭訪問を希望する方や乳幼児健診後経過観察児、未受診児、医療機関から連絡のあった家庭への訪問指導を実施した。	○	妊婦・産婦・新生児等で家庭訪問を希望する方や、乳幼児健診受診後経過観察及び未受診児への訪問指導を行い、支援に努めます。	健康医療推進課	
51	特定不妊治療助成事業	申請者数80名 (R2.3月末見込み) 申請対象であるものの県の申請のみ行っている人もいる。	○	少子化対策の一環として、県が行っている助成金に加えて特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方に対して5万円を上限として助成することにより、経済的負担の軽減を図り、望まれる妊娠・出産と子どもの健やかな成長を支援しています。	健康医療推進課	
52	妊婦歯科健診	受診者数350件 (R2.3月末見込み) 受診勧奨のチラシを妊婦届出時に配布し、積極的な受診勧奨を実施している。	○	妊娠届出時に受診票を発行し、市内委託医療機関で歯科健診を実施しています。歯周疾患は早産、低体重児出産を引き起こす要因となることから、今後も継続して実施し、妊娠中や出産後も健康意識とともに予防行動がとれるよう支援します。	健康医療推進課	
53	予防接種事業	予防接種に関する適切な情報提供と相談を行い、また、未接種者に対し、接種勧奨を行っている。	○	新規ワクチンの定期接種導入により、予防接種スケジュールが複雑化してきています。市民への周知と理解に努めるとともに接種しやすい体制を進めていきます。	健康医療推進課	

推進施策2-2 母子保健と児童福祉の相互協力

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
54	保育サービスと母子保健との連携	乳幼児健診22回・ハピ♡すく相談室48回・子育て連絡会10回・育児支援事業22回、子育て支援センタースタッフが参加し、連携しながら地域の家庭を見守り支援している。	○	母子保健に関わるスタッフと地域子育て支援センターのスタッフ等が連携し、身近な地域において家庭を見守る体制づくりを考えます。また、子育て支援サービスや保育サービスと母子保健をつなぎ、点在化している資源を面的に整備し、ネットワーク化を図ります。	健康医療推進課、 保育・幼稚園課	
55	子育て世代包括支援センター事業			妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために子育て世代包括支援センターに保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるようきめ細やかな支援等を行います。	健康医療推進課	新規登載

推進施策2-3 小児医療の充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
56	小児医療体制の充実	診療時間中に併せ時間外においても、急患センター、及び東予東部小児二次救急輪番制による診療体制を確保し、24時間365日の診療を実施している。	○	子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられる診療体制の確保が重要であり、今後も、小児医療体制のより一層の充実に努めます。	健康医療推進課	

基本目標3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備

推進施策3-1 子どもの生きる力を育む教育環境の整備

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
57	「確かな学力」と「豊かな心」の育成	ICT機器を効果的に活用し、学びあい学習の充実に努めた。小中学校の教室に電子黒板を設置し、学びの有効なツールとして活用を行い、児童生徒の学びに対する興味・関心が高まっている。教科化された道徳科の充実を図り、豊かな心を育むことができてきた。また、体力づくりや食育の推進を図っている。	◎	児童生徒一人ひとりの心豊かにたくましく生きる力をさらに育成するために、ICT機器を有効に活用した学びあい学習の充実を図り、協働型・双方向型の学びと家庭学習の充実を通して、基礎的な知識・技能の確実な定着や課題を解決していく力を育てます。また、道徳教育や様々な体験活動を通して、豊かな心を育み、体力づくりや食育の推進を図り、たくましい体を育てます。	学校教育課	
58	様々な教育の推進	基礎・基本の習得に各学校が工夫改善をしながら取り組んできた。また、主体性や創造性を発揮し、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができるよう体験活動の充実を図ることができた。また、人権・同和教育の充実を図ることができた。	◎	幼稚園から小学校、中学校、高等学校で学ぶ子どもたちが、基礎・基本の習得に加え、主体性や創造性を発揮し、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができるよう、道徳教育、情操教育、コミュニケーション教育、福祉教育、防災教育、人権・同和教育、環境教育、情報教育、体験活動、学校図書館教育、食育、体力づくり、国際理解教育を推進します。	学校教育課、 保育・幼稚園課	
59	特別支援教育（障害児教育）の推進	東部ウイングサポートセンター、西部ウイングサポートセンターと連携し、特別支援教育の充実に努めることができた。特に、就学前から情報を共有することができるようになり、個に応じた指導の充実が図れた。しかし、支援員の人数が少なく現場の教職員の負担が大きい。	○	子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるきめ細かな教育的支援ができるよう、就学相談の充実など特別支援教育の体制づくりを推進します。また、市内小中学校の特別支援学級合同による野外活動を実施し、児童生徒の交流を図るとともに個のニーズに応じた教育を推進します。	学校教育課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
60	防災教育 (12歳教育) の推進	子ども防災サミット、子ども防災キャンプを継続的に開催し、リーダーの育成に努めることができた。また、平成30年度より、第2回防災サミットを各中学校区で開催することにより、より地域と密着した防災教育を展開することができるようになった。	◎	防災を切り口として広く社会に目を向けさせ、防災に関する知識・技能、より確かな社会性を身につけることを目的に防災教育事業を推進します。さらに地域に学習したことを発信し、地域と共に防災教育を推進しながら、一人ひとりの判断力・思考力、実践力が身に着くよう推進します。	学校教育課	
61	学校評議員活動の充実	学校評議員制度を活用し、地域と共に学校教育を推進する校長の学校づくりの一翼を担っている。また、信頼される学校づくりのため、ホームページの充実を図っている。	○	地域、家庭、学校との連携・協力を促し、信頼される学校づくりを進めるため、学校評議員制度の活用を図りながら、地域コミュニティの構築につとめコミュニティ・スクールをつくっていきます。	学校教育課	
62	学校施設の整備 (小中学校校舎等耐震改修事業)	学校施設のSRF工法による耐震改修については、令和元年度に完成する西条西中学校屋内運動場をもって完了する見込みです。	◎		教育総務課	第二期計画では非記載
63	幼児教育の推進	幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っている。また、学校教育の始まりとして幼児教育をとらえれば、幼児教育は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな心」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る「生きる力」の基礎を育成する役割を担っていることから、これらの幼児期の特性を踏まえ、幼稚園と小学校との連携の充実を図り、よりよい教育環境の整備・充実を図り、豊かな心情や思考力の芽生え、健全な心身の基礎を培うとともに、人とかかわる力を養う幼児教育を推進することができた。	◎	幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っています。また、学校教育の始まりとして幼児教育をとらえれば、幼児教育は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな心」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。そこで、これらの幼児期の特性を踏まえ、幼稚園と小学校との連携を充実し、よりよい教育環境の整備・充実を図り、豊かな心情や思考力の芽生え、健全な心身の基礎を培うとともに、人とかかわる力を養う幼児教育を推進します。	保育・幼稚園課	
64	学校施設の整備 (小中学校施設長寿命化事業)			小中学校の校舎のうち、建築後40年～50年を経過した建物について、構造躯体の耐久性を高める対策や、水道・ガスなどのライフラインの更新、屋上防水改修やトイレの洋式化などの改修を行い、建物の寿命を改修後30年以上伸ばすとともに、これまで実施したSRF工法での耐震補強を生かしながら、国が定める耐震基準を満たす工事も合わせて実施し、安心・安全な教育環境を整えます。	教育総務課	新規記載

推進施策3-2 家庭や地域の教育力の向上

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
65	ブックスタート事業の推進	各図書館が3ヶ月検診時に、絵本の読み聞かせを行い、家庭でも使用できる絵本の配布が766組に行えた。	◎	毎月実施している乳幼児の健康診断のうち、3か月児健診の時に併せて、保護者と赤ちゃんに対し、絵本を贈呈するとともに、読み聞かせを行い、絵本の読み聞かせを介して、親子のふれあいのひとときを楽しむきっかけづくりと、絵本に親しむきっかけづくりの場を提供し、子どもたちの成長とよりよい親子関係の構築を支援します。	図書館	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
66	子育て学習講座	・全小中学校において、子育て学習講座を実施している。 令和元年度実施見込み 就学時等子育て学習講座・・・24回 参観日等子育て学習講座・・・25回 思春期等子育て学習講座・・・10回	◎	各小中学校での就学前健診時や参観日等に講師を派遣し、家庭教育や思春期の子育て等に関する講座、相談を行うことで、家庭での教育力の向上を図っています。今後も様々な機会を利用して、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。	社会教育課	
67	家庭教育の推進	PTA大会 実施日:令和2年1月26日開催 場所:丹原文化会館 対象:PTA会員 人数 約900名 講師:菊池 省三 演題:未定	◎	P T A大会に講師を派遣し、家庭教育に関する講演会を開催しています。子育ての基本は家庭であるということを保護者の方に認識してもらうためには、家庭教育に関する講演会の開催は有効な方法であることから、今後も引き続き実施していきます。	社会教育課	
68	親子ふれあい交流体験事業	対象:市内小中学校の児童・生徒及びその保護者 実施団体:32(小学校22、中学校8、PTA、愛護班) 実施場所:公民館等、学校、その他施設等 人数:約2,200名	◎	P T Aが各学校で開催する体験活動を通じて、父親の子育て参加のきっかけづくりやP T A活動の活性化を推進します。また、希薄となっている親子関係を修復するとともに、親の大切さを学び、家庭教育力のさらなる向上を図るため、積極的な事業の実施を推進します。	社会教育課	
69	通学合宿事業	対象:市内小学校4年生以上及び中学生の異年齢集団 実施校:5小学校(西条、玉津、氷見、壬生川、小松) 実施日:令和元年5月下旬～6月下旬(1事業3泊4日) 場所:地区公民館 人数:約190人	◎	家庭を離れ公民館に宿泊し、異年齢集団による共同生活を行い、体験活動を行うことにより、子どもたちの自立性や協調性の意識の向上を図ります。また、運営に携わる地域の大人たちにも、教育の大切さや地域の子どもたちのすばらしさを感じていただき、地域教育力の向上を図ります。	社会教育課	
70	スポーツ・レクリエーション活動の推進	国体開催に向けて、平成26年度より、年間7種目から最大14種目まで増加していた。国体開催後、14種目から7種目に削減し、各種目ローテーションすることで調整している。各教室は、むやみに増員した場合、教室の質の低下につながるため、定員を設定しているが、各教室単位の参加者数は、低下することなく、一定確保できている。令和元年度参加者数225名(3種目)。参考:前回同種目参加者数202名	○	スポーツ・レクリエーション活動は、人と人・地域と地域の交流を促進し地域の一体感や活力を醸成するとともに、市民の心身の健康保持増進に重要な役割を果たします。そうした中、次代を担う子どもたちの健全育成と競技力向上を図るため、次世代育成支援スポーツ事業の取組をさらに進めるなど、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ楽しむことのできる多様なイベント等の開催に取り組みます。	スポーツ健康課	
71	郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実	永納山城跡については、基本計画をもとに実施設計を行い、順次整備を進めるとともに、地元小中学生などとともに植栽活動を行うなど、地域との密接なつながりを維持し、地元の歴史に触れられる機会を設けている。五百亀記念館、東予郷土館など独自の事業により市内小学校への出前講座盛んにおこなわれており、郷土の偉人や昔の生活がわかる民俗資料について実際に手で触れて体験できる機会などを行っている。	○	永納山城跡や市内各地における発掘調査、先人の顕彰事業、十河信二記念館や四国鉄道文化館、五百亀記念館の開館などにより、郷土の歴史や伝統文化、郷土の偉人の業績などを学び、ふれあう機会が拡充されてきており、今後も継続して充実を図ります。	社会教育課、 観光振興課	

推進施策3-3 思春期保健対策の充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
72	思春期保健対策の推進	各学校において正しい知識の普及を図り、関係機関との連携による講演会等などの開催により、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識のより充実した普及を図ることができた。また、心の問題についてはハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター等によりより密に対応することができた。	○	各学校において正しい知識の普及を図り、関係機関との連携による講演会等などの開催により、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識のより充実した普及を図ります。また、心の問題についてはハートなんでも相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年育成センター等により対応します。	学校教育課	
73	次代の親づくりの推進	令和元年度より、愛媛ジョブチャレンジU-15事業として、全中学校で5日間の職場体験学習を行っている。しかし、地域の協力依頼に課題があったり、期間が長いという課題がある。	○	中学生の職場体験などで希望者による保育所、幼稚園での交流体験を実施し、勤労観や職業観の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さを理解できるような教育、取組を推進します。また、関係団体と連携し「命の教育」を推進します。	学校教育課	

推進施策3-4 児童の健全育成活動の推進

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
74	青少年育成センター事業の推進	地域の青少年育成団体等の関係機関と連携を深め、青少年の非行防止や教育相談の充実を図った。また、啓発活動も計画的に行った。	◎	地域の青少年育成団体等の関係機関と連携・調整を行い、青少年の非行防止や教育相談を受け付けるとともに、情報資料の整備・啓発を図り、さらなる青少年の健全育成活動に取り組みます。	学校教育課	
75	家庭児童相談室事業	令和元年7月から、家庭児童相談員を本庁2名配置とし、より迅速かつ適切な相談業務が行えるよう体制を強化した。相談件数も、年間延べ2,000件以上に上り、年々増加傾向にある。相談内容も多様かつ複雑な案件が目立つようになり、児童相談所や警察等各種関係機関とのより一層の連携を求められる。	○	「西条市家庭児童相談室設置要綱」により家庭児童相談員2名を配置し、家庭内における児童虐待、非行、児童の養育問題など、様々な相談業務について、児童相談所や関係機関・団体と連携しながら幅広く対応しています。相談件数は年々増加傾向にあり、児童や子育てを取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、家庭児童相談室の役割はますます重要になってきていることから、保育所、幼稚園、小中学校、その他要保護児童支援機関等と密接な連携を取り、相談業務の充実を図ります。	子育て支援課	
76	ハートなんでも相談員設置事業	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を配置し、配慮を要する児童生徒の相談活動の充実を図ることができた。	◎	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を設置しています。今後も継続して、相談活動を行い、問題行動や不登校の未然防止並びに早期発見・解決に努めます。	学校教育課	
77	スクールカウンセラー活用事業	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方をスクールカウンセラーとして配置し、教育相談体制の充実を図ることができた。	○	市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する方をスクールカウンセラーとして配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課	
78	いじめ・不登校対策の充実	ハートなんでも相談員を小学校3校、中学校に7名配置したり、青少年育成センターにおいていじめ・不登校等の相談活動を実施した。各小・中学校と連携を密にすることにより、ひうち・いしづちの適応指導教育の運営を行うことができた。	◎	ハートなんでも相談員、青少年育成センターにおいて、いじめ・不登校等の悩みの相談を実施するとともに、適応指導教室により教育相談、不登校生への対応を実施しています。今後も、関係機関との連携を深め、問題の早期発見・早期解決を図ります。	学校教育課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
79	青少年健全育成協議会の活動	西条市青少年健全育成協議会は、各校区での活動を支援し、地域ごとに組織の活性化が行われ、地域で子どもを育て守るといった活動の充実が図れた。	○	西条市青少年健全育成協議会は、青少年の健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が相互に連携を深め、青少年を育てる諸活動を推進し、明るく住みよいまちづくりに努めます	学校教育課	
80	愛護班連絡協議会の活動	<p>凧作り教室 実施期間：11月23日～12月22日 回数 9 場所：各公民館・本庁・学校</p> <p>凧揚げ大会 実施日：令和2年1月11日 場所：東予運動公園多目的広場 人数：300名</p> <p>西条市愛護班研究集会 実施日：令和2年2月16日 場所：中央公民館</p>	◎	西条市愛護班連絡協議会は、会員相互の連携を深めながら、関係組織と協力のもと、自分の子、他人の子のへだてなく、地域をあげて青少年の健全育成活動を推進します。	社会教育課	
81	西条市PTA連合会の活動	<p>親子ふれあい交流体験事業 実施日：令和元年10月27日 場所：久万高原町・砥部町 内容：りんご狩り・砥部焼絵付け 人数：親子170名</p> <p>子どもの読書活動推進事業 実施日：令和元年12月8日 場所：小松公民館 対象：PTA会員 人数：120名 内容：読み聞かせボランティアの活動発表・講演</p>	◎	西条市PTA連合会は、会員の子育てに対する意識と教養の向上に努めるとともに、学校や家庭、地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の健全育成を推進し、「心豊かでたくましい西条っ子」の育成に努めます。	社会教育課	
82	VYS活動支援事業	本協議会は、毎年度、「花いっぱい運動」や「ソフトボール大会」等のイベントを精力的に実施し、ボランティア活動等を通して青少年の健全育成に努めている。	○	西条市VYS連合協議会は、「花いっぱい運動」「清掃奉仕活動」「夏期研修会」「レクリエーション大会」「ソフトボール交流会」「クリスマス会」「もちつき大会」などの事業を実施し、青少年の健全育成に努めます。	子育て支援課	

推進施策3-5 「食育」の推進

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
83	食育の推進	令和元年度、第2次計画の計画期間が終了することからこれまでの取組や課題を踏まえ、実践の輪を広げていくため、「第3次西条市食育推進計画」を策定する予定。	○	令和2年3月に「第3次西条市食育推進計画」を策定し、子どもの頃から生涯にわたる健康づくりの基礎になる食習慣を確立させていきます。	健康医療推進課	
84	保育所における食育の推進	栄養士による保育所給食担当者へ、食育の指導や献立の提供を行っている。各園で「給食だより」などを発行し、保護者に対しても、食育の推進に努めている。	○	保育所給食担当者へ、保育所内での食育について栄養士による指導を行っています。また、保護者に対しては、給食試食会で食育の話をを行うとともに、「給食だより」、「食育だより」を発行しており、今後も継続して食育の推進に努めます。	保育・幼稚園課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
85	学校教育における食育の推進	学校給食においては、年間を通じて、西条産米を利用し、地元食材を取り入れ、市内の郷土料理の献立なども立て、地産地消を推進して、安心して安全な給食を児童生徒に提供しています。学校給食週間（毎年1月24日～30日）においては、地産地消についてさらに重点的に取り組みました。レシピ集、リーフレットについては、旬のものを利用した学校給食の「旬菜レシピ集」をホームページに掲載するなどの取り組みを行いました。	○	学校給食では、西条産米を利用し地元食材を取り入れ、郷土料理の献立等を通じて、地産地消を推進し、安心して安全な給食を児童生徒に提供します。学校給食週間（毎年1月24日～30日）などの期間においては、地産地消についてさらに重点的に取り組みます。	教育総務課	

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全確保

推進施策4-1 安心して外出できる快適な環境の整備

番号	事業等	第一期計画期間 [H27～H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2～R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
86	児童遊園地等設置・管理運営事業の推進	遊具について、専門機関での点検を行い、点検結果に応じて更新・修繕・撤去を行った。（但し更新は都市公園のみ）また、施設についても、職員及び管理者にて清掃・除草等適正な維持管理を行った。	○	子どもが安心して遊べるよう、市内約180ヵ所の公園、児童遊園等の安全で適切な維持管理に努めます。また、公園内の遊具等の良好な維持管理にも努めます。	都市計画整備課	
87	豊かな自然環境の保全と活用	自然観察会を令和元年6月、9月、12月に計3回実施。 水草観察会を令和元年10月に実施。 水と親しむ青空教室を令和元年7月に実施。 生物多様性保全事業に係る公民館勉強会を令和元年6月、8月に計2回実施。	○	山・川・海と様々な自然が身近にあることを活かして、自然観察会、水と親しむ青空教室、生物多様性保全事業に係る公民館勉強会など、地域の自然と親しむことができる機会を設けています。 今後も様々な自然の姿を伝え、自然を大切に作る気持ちを養っていけるよう継続します。	環境課	
88	公共施設への授乳室の設置	平成31年度に供用を開始した子育て支援施設「ここてらすこまつ」にも、授乳室を設置した。 また、既存施設では、授乳室のない東予西児童館に、平成30年度、広告掲載事業としてゼロ予算で設置型授乳室を設置した。	○	子育て支援の一環として、乳幼児を連れた保護者が安心して公共施設を利用できるよう、授乳やおむつ替えのできる授乳室を設置しており、今後も快適な公共施設の整備に努めます。	子育て支援課	
89	公営住宅への優先入居促進	入居者の一斉募集時には、母子（父子）世帯については、一般世帯に優先して入居できる抽選方法としている。	○	公営住宅において、母子世帯等の子育て世帯などが優先して入居できるよう、優先入居制度の促進に努めます。	施設管理課	

推進施策4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
90	児童生徒の安全確保の推進	各校区で、交通安全協会や地域見守りボランティア等が連携をし、児童生徒の安全確保を行っていただいている。	◎	児童生徒の安全確保を図るため、学校地域安全ボランティア活動、青少年補導委員による補導活動、通学路の安全対策を行うとともに、関係団体との連携を図り、体制の強化を推進します。また、危険箇所点検を充実し、より安全確保に努めます。	学校教育課	
91	防犯機器等の整備	不審者侵入時の防犯機器を各教室に設置し、不審者対応の避難訓練を行うことができた。また、警察署と連携をして、子どもの安全確保に努めることができた。	◎	学校の教室等への防犯機器を設置するとともに、防犯笛を入学する小学1年生に配布したり、関係機関と連携し、不審者対応の訓練を実施するなど、子どもの安全確保に努めます。	学校教育課	
92	交通安全教室の開催	交通安全教室を交通安全協会や交通安全協議会、地域ボランティアの協力のもと実施することができた。今後さらに、自転車の乗り方等、児童生徒の交通安全意識の醸成を図る。	○	学校及び児童館や保育所において、交通安全教室を開催します。今後も警察等関係機関と連携し、児童・生徒の交通安全意識の醸成を図ります。	学校教育課、 子育て支援課、 保育・幼稚園課	
93	警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実	各小中学校に設置された「児童生徒をまもり育てる協議会」による防犯活動を実施したり、協議会で情報を交換したりすることができた。しかし、予測できない犯罪が起こっているという現実には対応できるようにしていかなければならない。	○	各小中学校に設置された「児童生徒をまもり育てる協議会」による防犯活動の実施や、各中学校区の代表委員による「西条市児童生徒をまもり育てる協議会」を開催し、情報交換を図っています。今後も関係機関との連携を図り、子どもを犯罪から守る体制を強化します。	学校教育課	
94	「まもるくんの家」設置事業の推進	各学校で、毎年、子どもの登下校を見守るために、「まもるくんの家」を増やすなど、より安全確保に努めることができてきた。	○	子どもの登下校の際、危険を感じたとき逃げ込めるよう、商店、事業所、一般住宅等に協力を依頼し、「まもるくんの家」のステッカーを貼り、子どもの安全確保を図ります。	学校教育課	
95	防犯灯の整備促進	自治会防犯灯LED化率は、平成26年度末に15.7%であったのが、平成27年度から平成29年度までに防犯灯LED化促進事業の臨時予算を計上したことにより、平成30年度末には65.5%となった。 今後は、LED化率80%超を目標に、自治会への防犯灯補助を引き続き行っていく。 【参考】年度末LED化率 H26・15.7% → H27・33.0% → H28・45.6% → H29・56.6% → H30・65.5%	○	子どもたちなどの夕暮れ時や夜間の犯罪被害防止、歩行の安全確保を図るため、自治会等が設置、管理する防犯灯について設置費、器具取替費、維持費の一部を補助し、防犯灯の整備を促進します。	危機管理課	
96	防犯体制の充実	市内の青色防犯パトロール車両保有台数は、平成26年度末に174台であったのが、平成30年度末には194台と増加した。また、市内の刑法犯少年数は、平成26年の416人から平成30年には179人と減少した。 今後においても、青色防犯パトロール等の防犯活動を行い、地域の見守りと非行防止に取り組んでいく。 【参考】刑法犯少年数 H26・416人 → H27・358人 → H28・309人 → H29・227人 → H30・179人	○	防犯活動や青色回転灯を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。	危機管理課	

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

推進施策5-1 子育てと仕事の両立のための取組の推進

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
97	働き方の見直しについての意識啓発	平成29年2月15日に行われた県知事と玉井市長ら県内20市町長による愛媛県版イクボス「ひめボス合同宣言」に続き、西条市においても、平成29年4月14日に、市長、副市長、教育長、監査委員および部長級の職員による「ひめボス宣言（西条市イクボス宣言）」を行った。また、平成31年2月18日には、県知事と玉井市長ら県内20市町長により「ひめの国女性活躍応援団」が結成され、「ひめの国女性活躍応援団行動宣言」を採択した。さらに、地域エンパワーメントカレッジの開催（平成30年度）、毎年10月に開催される「日本女性会議」への参加者に対する補助金の交付、毎年2月には男女共同参画セミナーを開催するなど、各種意識啓発事業を実施し、市民の男女共同参画社会づくりへの理解と意識向上に努めた。	○	ライフスタイルや価値観の変化に伴い、仕事と生活を両立できる働き方を望む人が増えています。しかし、社会には昔ながらの習慣や「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識も根強く残っているのが現状です。仕事と、子育てをはじめとする家庭生活や地域活動との調和を図るためには、これまでの働き方を見直し、仕事も家事も男女が協力して、責任を分かち合うことが必要です。関係機関と連携しながら、意識改革や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を行い、育児・介護休業制度や育児休業制度の取得促進、周知・普及に努めます。	総務課	
98	子育てしやすい職場環境づくりの推進	職場環境改善に関する国の助成金等についてのポスターやパンフレットの掲示、ホームページ上で「えひめ子育て応援ゴールド企業」の認証を受けた企業を紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて広報活動を行いました。	○	子育てに配慮された働き方が実現できるよう、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、企業における子育て支援と、企業や市民に対する広報・啓発活動を推進します。また、育児・介護休業制度普及のために、国の各種助成金などを紹介し、活用促進を図ります。	産業振興課	
99	子育てと仕事の両立支援	平成25年度に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にて、保育サービスを中心とした主要な子育て支援事業のニーズを把握し、以降、それに対応すべく、実施機関や施設が相互に連携しながら、各種事業の拡充を図ってきた。また、子育て情報サイト「ハピ♡すく」では、様々な子育て支援情報を積極的に発信するとともに、平成31（令和元）年度には、「一時保育の電子予約」の機能を搭載し、好評いただいている。	○	延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、仕事をしながら子育てをしている方の多様な保育ニーズを把握し、保育所等における保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るとともに、近年、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れについても適切に対応します。また、これらの保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく効率的に対応できるよう、関係する実施機関の間での連携を推進します。さらに、子育て情報サイトの一層の充実を図り、企業や関係団体等も含めて、地域において実施している様々な子育て支援情報を提供します。	子育て支援課、 保育・幼稚園課	

基本目標6 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

推進施策6-1 児童虐待防止対策の充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
100	要保護児童対策地域協議会	<p>代表者会：年一回開催。 実務者会：年3回開催。 ケース会：年間約40件開催（随時）</p> <p>家庭児童相談員を中心に、関係機関、団体を連携を取りながら、児童虐待等様々な相談に迅速に対応できるよう、協議会事務局の充実・強化を引続き行う。</p>	○	<p>虐待をはじめとする要保護児童の早期発見及び迅速かつ適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的として、平成17年8月1日、要保護児童支援機関及び団体等で構成される「西条市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。協議会の中に「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を設置しています。</p> <p>（代表者会議） 協議会の活動状況の報告や家庭児童相談室の相談状況の報告を行い、それらに対する評価や情報交換等を行います。</p> <p>（実務者会議） 要保護者の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握、要保護児童対策を推進していくための啓発活動の検討など、要保護児童対策のための具体的活動内容を行います。</p> <p>（個別ケース検討会議） 要保護児童に直接関わりを持っている担当者や今後関わりを持つと思われる関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等の検討を行います。</p> <p>深刻化する児童虐待問題に迅速的確に対応するため、家庭児童相談員など相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、相談体制の整備、関係機関との連携強化、協議会事務局機能の充実・強化を図ります。</p>	子育て支援課	

推進施策6-2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
101	母子生活支援施設管理運営事業	<p>様々な事情で物心ともに不安定な状況にある母子に対し、相談や助言を行い、母子が安心して暮らせるように支援するとともに、関係行政機関や福祉団体等との連携を強化し、早期の自立に向けた支援を推進することに努めた。また、令和元年度に市内に2か所ある母子生活支援施設を統合整備し、施設の居住性の向上及び効率的運営を図る。</p>	○	<p>経済的な理由などで、日常生活に困っている母子家庭又はこれに準ずる事情のある母子等を入所させて保護し、母子支援員等による生活指導、就労支援、養育相談などを通じて母と子が安心して暮らせるよう支援しています。今後とも、関係機関との連携を強化し、早期の自立に向けた支援を推進します。</p>	子育て支援課	
102	母子・父子自立支援員による自立支援	<p>母子・父子自立支援員を設置し、母子家庭等に対する相談・自立指導、職業能力の向上等の支援を図ることに努めた。また、ハローワーク等の関係機関と連携し、自立・就労支援の推進を図った。</p>	○	<p>母子・父子自立支援員を設置し、母子家庭等に対する相談・自立指導、職業能力の向上、求職活動支援を行います。また、ハローワーク等の関係機関と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を行っています。今後も引き続き相談・指導を行い、母子家庭等の自立を促進します。</p>	子育て支援課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
103	母子家庭等自立支援給付金 (教育訓練、高等職業訓練)	令和元年度 (見込み) 給付件数 ・ 自立支援教育訓練給付金事業 5名 (取得資格…介護福祉士4名、助産師1名) ・ 高等職業訓練促進給付金事業 6名 (取得資格…看護師3名、社会福祉士2名、美容師1名)	◎	○ 自立支援教育訓練給付金事業 介護福祉士、医療事務など雇用保険制度の教育訓練給付制度のうち就職につながる市の指定する (厚生労働省指定) 講座を受講した場合に、受講費用の一定額を助成します。 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの専門的な資格を取得するため、1年以上専門学校等に通う場合に、修学期間の全期間 (上限4年) の生活費を助成します。今後も、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課	
104	母子父子寡婦福祉資金の貸付	平成30年度 新規貸付状況 総数9件 貸付額合計 21,541,000円 (母子福祉資金7件、父子福祉資金2件) 資金種別…修学資金 (大学) 2件、修学資金 (短大・専門) 4件、就学支度資金3件	○	母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るため、子どもの修学、居宅の移転、就職するための技術の習得、事業の開始・継続や病気などで資金が必要なとき、資金を借りることができます。母子家庭等が増えてきている状況の中で、貸付相談が増えてきており、特に子どもの修学資金や就学支度金についての貸付が多くみられます。今後も、制度の周知を図り、母子家庭等の自立を促進します。	子育て支援課	
105	母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業	貸付状況 (1世帯につき上限50,000円) 平成28年度 10件 (母子家庭9件、父子家庭1件) 貸付額500,000円 平成29年度 6件 (母子家庭4件、父子家庭2件) 貸付額300,000円 平成30年度 8件 (母子家庭5件、父子家庭3件) 貸付額400,000円	○	母子家庭の母又は父子家庭の父が、生活や病気のために小口の資金を緊急に必要とする時に、一時的に貸付をする制度です。今後とも、広報等を活用し市民への周知徹底を図ります。	子育て支援課	
106	児童扶養手当支給	年3回の延支給件数が、3,000件以上 支給対象となる世帯に手当を支給し、児童の心身の健やかな成長と福祉の増進を図ります。	○	母子世帯・父子家庭等の生活の安定と、自立を促進することを目的に、父母の離婚、父や母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。 令和2年度から、年3回の支給が年6回の支給へと変更になります。	子育て支援課	
107	ひとり親家庭等新入学児童祝金支給事業	支給件数 平成29年度 243件 (小学校105件、中学校138件) 1,215,000円 平成30年度 200件 (小学校 86件、中学校114件) 1,000,000円 令和元年度 223件 (小学校 86件、中学校137件) 1,115,000円	◎	離婚や父又は母の死亡などで、母子世帯又は父子家庭となった市内の児童が小学校及び中学校に入学するとき、入学祝金 (5,000円) を支給します。父又は母が養育しないで、父母以外の者 (養育者) が子どもを養育する世帯にも支給します。	子育て支援課	
108	ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業			市内に住所を有するひとり親家庭の小学生から中学生までの児童等を対象に、大学生、教員OB等のボランティアの支援員を学習支援教室へ派遣し、無料で学習支援を実施します。基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を実施し、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ります。	子育て支援課	新規登載

推進施策 6-3 障害児事業の充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
109	特別児童扶養手当	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	在宅の身体障がいや知的・精神障がいの児童を養育する父母等を支援するため、障がい児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
110	障害児福祉手当	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	在宅の重度の身体障がいや知的・精神障がいで、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
111	障害児通所事業 (児童発達支援及び放課後デイサービス)	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	児童発達支援は、身体機能の発達の遅れやことばの遅れ等が懸念される学齢前児童に対し、リハビリ訓練や療育訓練、集団遊戯等を実施することにより、障がいの軽減や社会性の醸成を図ることを目的として実施しています。放課後等デイサービスは、学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進することを目的として実施しています。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
112	地域生活支援事業	該当事業を実施する新たな法人が無く、結果的に事業の拡大が図られなかったため。	×	市内の障がい者福祉施設を利用し、保護者が社会的理由等により、一時的に介護できない場合(日中一時支援事業:身体障がい児、知的障がい児等を対象とした宿泊なしのショートステイ/東予学園、星の里、ていずい)や特別支援学校、特別支援学級を利用する児童・生徒の放課後(タイムケアサービス事業/星の里、ていずい)の支援を行うものです。今後については、地域性を考慮し、未実施の法人(施設)に対して、事業の開始に向けた協議を行い、事業の拡大を目指します。	社会福祉課	
113	補装具費や日常生活用具の給付	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	障がいの軽減や日常生活の利便性を向上するため、義肢、車椅子、補聴器等の補装具を購入するための補装具費を給付するとともに、介護用ベッド、特殊マット、痰吸引機等の日常生活用具を給付します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
114	在宅寝たきり等心身障害者(児)介護手当	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	常時介護を要する在宅の65歳未満の寝たきり等の重度障がい者(児)を日夜献身的に介護されている市民税非課税世帯の方に対し、介護手当を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
115	障害者紙おむつ等の支給	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	在宅の重度障がい者(児)で6ヶ月以上寝たきりの状態で、常時、紙おむつ等を使用している方に対し、1か月につき市民税非課税世帯は6,000円、市民税課税世帯は4,000円を限度に紙おむつ等の介護用品を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	

推進施策 6 - 4 発達支援の取組

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
116	(再掲) 乳幼児発達相談事業	相談実施人数延30名 (R2.3月末見込み) 子どもの身体的・精神的発達に関する相談を希望する保護者の子どもを対象に医師による相談を実施。	○	乳幼児健診において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。	健康医療推進課	
117	保育所・幼稚園での支援	発達支援として、支援の必要性に応じて、保育士や支援員の配置を実施し、支援の充実を図った。	○	保育所や幼稚園への入所に際しては、保育士の加配や支援員の配置について考慮し、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画を作成し、支援の充実を図ります。	保育・幼稚園課	
118	小学校での支援	個別の指導計画、個別の支援教育を保護者と連携しながら作成し、将来を見据えた特別支援教育が展開されるようになった。	◎	各小学校に配置している特別支援コーディネーターを中心に、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画、個別の支援計画を作成し、支援の充実を図ります。	学校教育課	
119	東部・西部ウイングサポートセンター	東部・西部ウイングサポートセンターの相談機能が充実してきているが、相談件数が多くさらに人員の増員を図る必要がある。	○	東部・西部ウイングサポートセンターでは、「自立し、心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成を目的に、特別な支援を要する子どもが、必要な支援を得ながら自立し、地域において豊かに生きていくことができるよう活動しています。	学校教育課	

基本目標 7 経済的な支援の推進

推進施策 7 - 1 経済的な支援の充実

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
120	こども医療費助成	0歳から15歳になった日以後の最初の3月末日 (中学校卒業年の3月31日) までの医療保険に加入されている方 (一部他の福祉医療制度対象者は除く) の保険診療 (入院・通院) による医療費の一部負担金に相当する額を助成。(※小中学生の通院助成は平成28年9月診療分までは歯科通院のみ。平成28年10月診療分からすべての通院に拡充。) 令和元年度の見込み人数は、未就学 2,230人、小中学生 7,750人。	◎	こどもの保護者がこども (0歳から15歳になった日以後の最初の3月末日 (中学校卒業年の3月31日) までのお子さまで、国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入されている方) に係る保険診療 (入院・通院) による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を助成します。(保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課	
121	ひとり親世帯等医療費助成	申請により条件に該当するひとり親世帯の児童、配偶者のいない者等一部の家庭主の保険診療による医療費の一部負担金に相当する額を助成。(所得制限有り、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外) 令和元年度の見込み人数は、2,230人。	◎	ひとり親世帯の児童及び配偶者のいない者・準ひとり親世帯の児童及び祖父若しくは祖母又は兄若しくは姉、父母のない児童が療養につき保険診療による医療費の一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を家庭主等に助成します。(所得制限有り、保険診療以外の医療費、入院時食事代、差額ベッド代等は対象外)	国保医療課	

番号	事業等	第一期計画期間 [H27~H31 (R1)] の達成状況		第二期計画 (R2~R6) の記載内容 (案)	担当課	備考
			評価			
122	幼稚園就園奨励事業	新制度未移行幼稚園に通う園児の保護者に対して、所得状況に応じた経済的負担の軽減を行いました。また、令和1年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、制度の廃止となった。	○		保育・幼稚園課	第二期計画部は非掲載
123	奨学金貸付事業	○ 高校奨学金 保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により高校修学が困難な方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。 ○ 大学奨学金 保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により大学修学が困難な4年制以上の大学の正規の修学期間に在学中の方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、継続して実施した。	○	○ 高校奨学金 保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により高校修学が困難な方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。 ○ 大学奨学金 保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により大学修学が困難な4年制以上の大学の正規の修学期間に在学中の方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。	学校教育課	
124	就学援助事業	生活保護法に基づく教育扶助受給者に準ずる程度の経済的困窮世帯の児童及び生徒について、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っており、継続して実施した。	○	生活保護法に基づく教育扶助受給者に準ずる程度の経済的困窮世帯の児童及び生徒について、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っており、今後も継続して実施します。	学校教育課	
125	(再掲) 特別児童扶養手当	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	在宅の身体障がいや知的・精神障がいの児童を養育する父母等を支援するため、障がい児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
126	(再掲) 障害児福祉手当	障がい者手帳の交付を受けられた方を対象に、福祉サービスや助成制度をまとめた小冊子を市役所窓口で配布するとともに、市の広報紙やホームページにて市民への周知を行っている。	○	在宅の重度の身体障がいや知的・精神障がいで、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。今後とも、広報を活用するとともに、障がい者(児)相談支援センター、障がい者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。	社会福祉課	
127	出産育児一時金	被保険者が直接支払制度を利用した場合は、分娩機関が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請・受取を直接、西条市国保に行く。直接支払制度を利用しなかった場合は、海外で出産した場合等は、世帯主が支給申請を行う。令和元年度の見込み数は、110件。	◎	西条市国民健康保険被保険者の出産に対し、1児あたり42万円(産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産した場合は、40.4万円)を世帯主に支給します。	国保医療課	
128	保育所保育料の軽減	国基準の徴収基準額よりも、保育料を低く設定して、保護者の負担を軽減した。	○	国基準の徴収基準額よりも、保育料を低く設定して、保護者の負担を軽減します。今後とも、引き続き事業を実施し、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	保育・幼稚園課	
129	児童手当支給	年3回の延支給対象児童数：160,000人 次世代を担う児童の心身の健やかな成長と家庭生活の安定に寄与します。	○	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会を構築するため、中学校修了前までの児童を養育している方に支給しています(所得制限あり)。出生、転入者等については、担当課窓口と連携を密にし、手続きの案内を行い、児童手当の支給漏れを防ぎ、制度の徹底を図ります。	子育て支援課	
130	<small>えがお</small> 愛顔の子育て応援事業			県、市町及び県内企業が連携して、子育て世帯への経済的支援を行うことにより、安心して生み育てることができる環境を整え、福祉の向上及び少子化対策を促進するとともに併せて地域経済の活性化を図ります。 第2子以降の満1歳に満たない乳幼児の保護者に、乳幼児1人あたり50,000円の応援券を交付します。	子育て支援課	新規掲載